

整理番号	消防 - 法不 - 66
------	--------------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（第2査察）（06 - 4393 - 6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	高圧ガスの製造、貯蔵の許可取消又は停止命令
概要	市長は、第1種製造者又は第1種貯蔵所の所有者若しくは占有者が、法令の規定に違反したときは、高圧ガスの製造若しくは第1種貯蔵所の許可を取り消し、又は期間を定めてその製造若しくは貯蔵の停止を命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第38条第1項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/)
処分基準	高圧ガス保安法第38条第1項 都道府県知事は、第1種製造者又は第1種貯蔵所の所有者若しくは占有者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項若しくは第16条第1項の許可を取り消し、又は期間を定めてその製造若しくは貯蔵の停止を命ずることができる。ただし、第1種貯蔵所の所有者又は占有者にあつては、第6号の規定については、この限りでない。 1 第11条第3項、第15条第2項、第18条第3項、第26条第2項若しくは第4項、第27条第2項、第34条若しくは次条第1号若しくは第3号の規定による命令又は同条第2号の規定による禁止若しくは制限に違反したとき。 2 第14条第1項又は第19条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けなかったとき。 3 第20条第1項又は第3項の完成検査を受けないで、高圧ガスの製造のための施設又は第1種貯蔵所を使用したとき。 4 第27条の2第1項、第3項、第4項若しくは第7項（第27条の3第3項において準用する場合を含む。）、第27条の3第1項若しくは第2項又は第27条の4第1項の規定に違反したとき。 5 第65条第1項の条件に違反したとき。 6 第7条第2号から第4号までに該当するに至つたとき。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	